

雇用保険被保険者離職証明書を手続きする際のお願い

離職証明書の①欄及び②欄には、離職者本人から氏名等の記載を得る(得られない場合はその理由を記載することとされておりますが、次の書類を添付した場合は、当該記載に代えることができます。

ア)離職証明書の記載内容について離職者本人の確認を得られた場合

①「離職証明書の記載内容に関する確認書」

イ)離職証明書の記載内容について離職者本人の確認を得られない場合

②「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について (事業主の疎明書)」

③社会保険労務士の場合は、(社会保険労務士の疎明書)

なお、※添付書類の照合省略の認可を受けている事業主、社会保険労務士及び労働保険事務組合については、上記の確認書及び疎明書の添付を省略できます。ただし、後日確認させていただく場合がありますので、書類の取得と保存をお願いします。

※添付書類の照合省略の認可を受けるためには、要件を満たす必要があります。

<p>① 離職証明書の記載内容に関する確認書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>○事業所名称 _____</p> <p>○事業所所在地 _____</p> <p>○事業主氏名 _____</p> <p>私は、上記事業主が提出する離職証明書の記載内容について、下記のとおり確認しました。</p> <p>記</p> <p>1 離職証明書の記載内容のうち、離職理由欄以外の記載内容については、事実と相違ないことを認めます。</p> <p>2 事業主が記入した離職理由については、次のとおりです。 異議あり ・ 異議なし</p> <p>○離職年月日 令和 年 月 日</p> <p>○離職者住所 _____</p> <p>○離職者氏名 _____</p> <p>○雇用保険被保険者番号 []-[]-[]</p> <p>以上</p>	<p>② 被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について (事業主の疎明書)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>○離職年月日 令和 年 月 日</p> <p>○離職者住所 _____</p> <p>○離職者氏名 _____</p> <p>○雇用保険被保険者番号 []-[]-[]</p> <p>(離職証明書の記載内容について離職者本人の確認を得られない理由) ※具体的に記入すること。</p> <p>私は、上記の離職者に係る雇用保険被保険者資格喪失届に添付する離職証明書の記載内容について、上記の理由から、離職者本人の確認を得られませんでした。 今後は、離職証明書の記載内容について、離職者本人の確認を得られるよう留意します。</p> <p>以上</p> <p>○事業所名称 _____</p> <p>○事業所所在地 _____</p> <p>○事業主氏名 _____</p>	<p>③ 被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について (社会保険労務士の疎明書)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>○離職年月日 令和 年 月 日</p> <p>○離職者住所 _____</p> <p>○離職者氏名 _____</p> <p>○雇用保険被保険者番号 []-[]-[]</p> <p>(離職証明書の記載内容について離職者本人の確認を得られない理由) ※具体的に記入すること。</p> <p>上記の離職者に係る雇用保険被保険者資格喪失届に添付する離職証明書の記載内容については、上記の理由から、離職者本人の確認を得られない旨、事業主から申し出がありました。 今後は、離職証明書の記載内容について、離職者本人の確認を得られるよう留意します。</p> <p>以上</p> <p>○社会保険労務士事務所名称 _____</p> <p>○登録番号 []-[]-[]</p> <p>○社会保険労務士氏名 _____</p>
--	---	--

上記の確認書および疎明書は、青森労働局ホームページからダウンロードできます。

青森労働局 雇用保険 検索

https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_hoken.html